

# 令和 2 年度くりやま暮らし体験事業実施要項

## 【目 的】

栗山町への移住を検討している方に対し、町内における生活体験の機会を提供することで、移住促進と交流人口の拡大を図ることを目的とします。

## 【内 容】

体験者に一定期間、家具、電化製品などを完備した「くりやま暮らし体験施設」にて、栗山町での生活を体験していただきます。

## 【対 象】（次のいずれも満たす方）

- ・ 栗山町に移住及び二地域居住を検討されている方
- ・ アンケート調査及びパンフレットや WEB サイト等への写真掲載に協力いただける方
- ・ 体験期間中の移動手段が確保でき、携帯電話等の常時連絡可能な通信手段を所有している方

## 【実 施 期 間】

令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日とします。

**※緑酔庵については、7月18日から8月31日まで、別事業で使用するため利用はできません。**

## 【体 験 期 間】

原則 1 週間から 1 カ月までとします。但し、他の希望者がいない場合は、1 カ月を超えて体験可能とします。また、やむを得ない事情により 1 週間に満たない期間の体験を希望する場合は、事務局で協議し決定します。

## 【体 験 施 設】

施設名	住 所
緑酔庵（りよくすいあん）	北海道夕張郡栗山町湯地 91 番地 19
リーズン 93(2 戸)	北海道夕張郡栗山町中里 60 番地 1

## 【体 験 料 金】

体験料金は体験施設の利用に要する費用（光熱水費・駐車場代）を含み、飲食費・日常生活に係る消耗品費・交通費を含まないものとします。体験料金は各月 1 泊料金をもとに日割り計算とし、月をまたいで滞在する場合は前月 1 泊料金を適用します。

※体験者の人数による加算はありません。

※各施設の体験料金については「くりやま暮らし体験施設料金表」を参照してください。

## 【入 室 退 室 時 間】

体験施設への入室時間は原則として体験開始日（原則、土日祝日を除く）の 15 : 00 から 17 : 00 とし、退室時間は体験終了日（原則、土日祝日を除く）の 10 : 00 までとします。但し、やむを得ない事情により時間内に入退室できない場合は、事前に連絡の上、事務局と協議してください。

## 【生 活 備 品】

テレビ・冷蔵庫・炊飯器・電子レンジ・コンロ・食器・調理器具・洗濯機・暖房器具・ソファ・テーブル・食器棚など

※各施設の備品一覧は「くりやま暮らし体験施設備品一覧」を参照。（WEB サイトにて掲載）

## 【募集期間】

令和元年12月13日から令和2年1月31日までを1次申込の受付期間（郵送の場合必着）とします。但し、令和2年2月1日以降についても、体験申込のない施設・期間については随時受付可とします。体験施設の予約状況については、WEBサイト内「体験施設予約状況」にて公開します。

## 【申込方法】

体験希望者は「くりやま暮らし体験事業参加申込書」をファクシミリか郵送、Eメールにて提出、若しくは「オンライン予約申込」にて申請してください。1次申込の受付期間終了時において、体験希望者の申込施設・期間が重複した場合は事務局において抽選し決定します。（申込順での決定は行いません）

## 【受付方法】

- ① 体験施設・期間が確定した方には「くりやま暮らし体験事業参加受付通知書」を郵送にて通知（令和2年2月上旬ごろ）します。
  - ② 通知を受けた方は、通知書を受け取った日から原則として7日以内に、体験料の20%を申込金として前納（銀行振込にて納入。振込手数料は事務局が負担）しなければなりません。
  - ③ 申込金の納入を確認して、正式にくりやま暮らし体験事業参加者として「くりやま暮らし体験事業参加決定通知書」を郵送にて通知します。
- ※ 申込金を除く体験料については、体験開始日に納入していただきます。  
※ 決定通知後の体験期間の変更及び取り消しは原則として不可とし、申込金及び体験料の返金はいたしません。但し、体験者の責めに帰ることができない理由等により、滞在できなくなった場合はこの限りではありません。

## 【体験特典】

- くりやま暮らし体験事業参加者には下記の体験特典のサービスを提供します。
- ・ 栗山町内加盟店（商店・飲食店等）で使用できる「くりやまギフトカード」5,000円分贈呈。
  - ・ 寝具レンタルサービスの提供。体験施設への配送可能。（有料1組5,060円～）
  - ・ 寝具レンタルを希望の方は事前申込が必要です。

## 【利用制限】

体験施設において、次に掲げる行為があったと認められた場合、利用を取り消すことがあります。

- ・ 犬、猫等の動物を飼育すること。
- ・ 物品の販売、寄附の要請その他これに類する行為をすること。
- ・ 興行、展示会、その他これに類する催しをすること。
- ・ 文書、図書、その他の印刷物を貼付又は配布すること。
- ・ 宗教の普及、勧誘、儀式、その他これに類する行為をすること。
- ・ 近所の住民に迷惑を及ぼす行為をすること。
- ・ 参加者以外に施設の全部又は一部を転貸し、又はその使用の権利を譲渡すること。
- ・ その他、体験施設の利用にふさわしくない行為をすること。

## 【申込先・問い合わせ】

くりやま移住促進協議会事務局（栗山町役場若者定住推進課内）

電話：080-9003-0658（平日8：30～17：15） FAX：0123-72-3179

Eメール：[iju@town.kuriyama.hokkaido.jp](mailto:iju@town.kuriyama.hokkaido.jp) URL：<http://www.kuriyama-iju.com/>